

町名変更の実施に伴う手続き

令和3年6月現在

★対象地区：岡崎市岡崎菘川南部土地区画整理事業

土地区画整理事業の換地処分公告が令和3年8月20日（金）に予定されており、その翌日8月21日（土）から町名地番が変更されます。

個別に住所等の変更手続きをしていただくものがありますので、お手数をおかけいたしますが、それぞれ定められた手続きを行っていただくようお願いいたします。

手続きの詳細につきましては、担当する機関・部署等に直接お問合せください。

内容

住所変更の届出が不要なもの.....	2
市から郵送されるもの.....	4
ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの.....	5
岡崎市に届出が必要な手続き.....	5
マイナンバーカード等各種カード関係.....	5
各種手帳.....	7
自立支援医療制度.....	8
その他医療助成・福祉サービス・手当関係.....	9
図書館利用関係.....	10
岡崎市に届出が必要な事業者のかた.....	11
年金関係.....	12
自動車関連の手続き.....	13
登記関係の手続き.....	14
保留地を購入したかたがご用意いただく費用.....	15
その他個別の事情・契約により必要となる手続き（一例）.....	16

■住所変更の届出が不要なもの（市役所等が修正するもの）

変更される内容	関係する機関・部署		
	組織・所属名	市外局番(0564)	
		TEL	FAX
住民票、印鑑登録証明書記載の住所	岡崎市	市民課	23-6134
			27-1158
戸籍記載の本籍 ※換地区域内に本籍がある人に限ります。			23-6135
			27-1158
浄化槽設置場所住所		廃棄物対策課	23-6871
			23-6536
犬の登録住所		動物総合センター	27-0444
		27-0422	
保育園・認定こども園への届出住所	保育課	23-6144	
		23-6540	
水栓所在地、水道使用者所在地、 水道使用料請求先住所	上下水道局 サービス課	23-6551	
		23-7195	
不動産登記簿（土地）の表題部 （所在・地番・地目・地積） 不動産登記簿（家屋）の表題部 （所在・地番・家屋番号） <u>※所有者名義人などの住所・所在地の変更については、ご自身で届出が必要です。詳細は法務局まで直接お問合せください。</u>	名古屋法務局（岡崎支局）		52-6415

■住所変更の届出が不要なもの (希望により修正するもの)

本籍・住所変更 手続き対象	関係する機関・部署		市外局番 (0564)	備 考
	所 属 名	TEL		
【岡崎墓園】 墓地使用者住所等変更届 兼岡崎墓園墓地利用許可証 書換交付申請書	保健所 保健企画課	施設整備係	23-6182 23-5041	新住所表記に許可証の書き換えを希望する場合は、それぞれの申請書の提出が必要です。
【岡崎墓園納骨堂】 納骨壇使用者住所等変更届 兼納骨壇利用許可証 書換交付申請書				
【市有中町・欠町共同墓地】 市有墓地使用者住所等変更届 兼市有墓地利用許可証 書換交付申請書				

■市から郵送されるもの

郵送されるもの		関係する機関・部署			詳細	
		所属名		市外局番(0564)		
				TEL FAX		
住所変更通知		市民課	住民記録係	23-6134 27-1158	<p>公告の日の翌日以降、すみやかに新しい住所及び本籍を記載した「住所変更通知」・「本籍変更通知」を郵送します。</p>	
本籍変更通知			戸籍係	23-6135 27-1158		
国民健康保険	被保険者証	国保年金課	資格係	23-6167 27-1160		<p>公告の日の翌日以降、順次新しい住所を記載した被保険者証、受給者証等を郵送します。</p> <p>※新しい被保険者証、受給者証等が届くまでは、「旧証」をお使いください。</p> <p>※母子家庭等医療費受給者証については一斉更新があるため、有効期限までそのままお使いください。</p>
	高齢受給者証			給付係		
	限度額認定証		介護保険課		介護保険係	
介護保険	被保険者証	医療助成室	福祉医療係	23-6148 27-1160		
医療費受給者証	障がい者	医療助成室		高年齢者医療係	23-6841 27-1160	
	精神障がい者					
	子ども					
	母子家庭等					
後期高齢福祉	認定証					
後期高齢者医療	被保険者証	認定証	高年齢者医療係	23-6841 27-1160		
	限度額適用					
	限度額適用・標準負担額減額					
	特定疾病療養受給者証					

■ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

岡崎市に届出が必要な手続き

★マイナンバーカード等各種カード関係

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考
		所属名	市外局番 (0564) TEL FAX	
<p>※マイナンバーの通知カードは、変更手続きが廃止されました。</p> <p>マイナンバーカード・署名用電子証明書</p>	<p>・マイナンバーカード</p> <p>※住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)の入力が必要。</p> <p>※署名用電子証明書は、本人のみ手続き可能。暗証番号 (英数字6文字以上)の入力が必要。</p>	市民課	マイナンバー係 23-6800 27-1158	<p>カードは引き続き有効です。カード表面追記欄に新しい住所を記載し、ICチップの内容を更新します。</p> <p>東庁舎1階8番窓口・支所で、すみやかに手続きをしてください。</p> <p>※表面追記欄の余白が少ない場合は、住所の記載ができず、カードの再交付申請をしていただく可能性があります。詳しくは、お問合せください。</p> <p>※署名用電子証明書は、e-Taxなど電子文書を送信する際に使用しますが、この手続きを行わないと使用できない場合があります。</p> <p>※署名用電子証明書は、15歳未満の方と成年被後見人の方には格納されておりません。</p>

- ※ 公告の日の翌日以降に変更の手続きをお願いします。
- ※ マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合、本人確認書類（例：運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、年金手帳、医療受給者証等）をお持ちの上、本人に来庁していただく必要があります。
- ※ 本人又は同一世帯の方以外が手続きされる場合は、あらかじめお問合せください。

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
		所属名	市外局番 (0564)		
			TEL FAX		
住民基本台帳カード ※顔写真付きのものに限る	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳カード ※住民基本台帳カードの暗証番号（数字4桁）の入力が必要 	市民課	マイナンバー係	23-6800 27-1158	<p>カードは引き続き有効です。カードの裏面に新住所を記載し、ICチップの内容を更新します。</p> <p>東庁舎1階8番窓口・支所で、すみやかに手続きをしてください。</p> <p>※裏面追記欄の余白が少ない場合は、住所の記載ができない可能性があります。詳しくはお問合せください。</p>
特別永住者証明書 在留カード	<ul style="list-style-type: none"> 在留カード 特別永住者証明書 		届出窓口係	23-6129 27-1158	<p>住居地の変更届出をしていただく必要はありません。</p> <p>ただし、必要に応じて、在留カード・特別永住者証明書の裏に新住所を記載することもできます。</p> <p>希望されるかたは東庁舎1階7番窓口・支所にて、手続きをしてください。</p>

※ 公告の日の翌日以降に変更の手続きをお願いします。

※ 住民基本台帳カードで顔写真が付いていないものは、手続き不要です。

※ 住民基本台帳カードの暗証番号を忘れてしまった場合、本人確認書類（例：運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、年金手帳、医療受給者証等）をお持ちの上、本人に来庁していただく必要があります。

※ 本人又は同一世帯の方以外が手続きされる場合は、あらかじめお問合せください。

★各種手帳

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
		所属名			市外局番 (0564)
					TEL FAX
精神障がい者 保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人確認書類 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	障がい福祉課	障がい2係	23-7674 25-7650	次回手続来庁時に区画整理により住所が変更した旨を申し出てください。
被爆者 健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・被爆者健康手帳 ・手当証書（あれば） ・住民票の写し 又は住所変更証明書 	保健所 保健企画課	医務指導係	23-6695 23-5041	/
身体障がい者 手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・各手帳 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	障がい福祉課	障がい1係	23-6154	
療育手帳				25-7650	

★自立支援医療制度

区分	本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
			所属名	市外局番 (0564)		
				TEL FAX		
更生医療	受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証 ・自己負担額上限管理票 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの 	障がい福祉課	障がい1係	23-6154	/
	自己負担額 上限管理票				25-7650	
育成医療	受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(育成医療)受給者証 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの 	障がい福祉課	障がい2係	23-6180	
精神通院	受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人確認書類 ・自立支援医療(精神通院)受給者証 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの 			23-7674	25-7650

★その他医療助成・福祉サービス・手当関係

区分	本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL
医療助成	養育医療券	<ul style="list-style-type: none"> ・養育医療券 ・本人確認書類 	家庭児童課	母子保健係	23-7683 23-6833
	小児慢性特定疾病医療 受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの ・本人確認書類 	保健所健康増進課	母子支援係	23-6069 23-5071
	特定医療費支給認定	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更通知* ・特定医療費受給者証の原本 ・本人確認書類 	障がい福祉課	障がい2係	23-6180 25-7650
	特定疾患医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更通知* ・各受給者証（票）等の原本 ・本人確認書類 			
	先天性血液凝固因子障 害等治療研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 			
	B型，C型肝炎患者 医療給付事業受給者票	<ul style="list-style-type: none"> ・B型，C型肝炎患者 医療給付事業受給者票 	保健所保健予防課	感染症対策係	23-5082 23-6808

福祉サービス	障がい福祉サービス	受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 各受給者証, 手当証書等 マイナンバー（個人番号）がわかるもの 	障がい福祉課	審査給付係	23-6853
	地域生活支援事業					25-7650
	児童通所支援					
手当等	愛知県在宅重度障がい者手当		<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 	障がい福祉課	障がい1係	23-6154
	特別児童扶養手当		<ul style="list-style-type: none"> 各証書等 認印 			25-7650
	愛知県心身障害者扶養共済制度					

※住所変更通知は、世帯主の方宛に市民課から郵送されます。

★図書館利用関係

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考		
		所属名	市外局番 (0564)			
			TEL FAX			
図書館利用者登録	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更通知※ 本人確認書類 図書館資料貸出証 	中央図書館	資料提供サービス係	23-3111	23-3165	中央図書館、額田図書館、各市民センター図書室、げんき館情報ライブラリーのいずれかの窓口で住所が変更された旨お申し出ください。

※住所変更通知は、世帯主の方宛に市民課から郵送されます。

★岡崎市に届出が必要な事業者のかた

手続き対象者	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
		所属名			市外局番 (0564)
				TEL FAX	
医療機関、施術所、 歯科技工所を 開設している方	・届出印	保健所 保健企画課	医務指導係	23-6695 23-5041	
介護保険 指定事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に関する変更届出書 ・老人居宅生活支援事業変更届 ・老人デイサービスセンター変更届 ・老人短期入所施設変更届 ・老人介護支援センター変更届 ・老人ホーム事業変更届 ・有料老人ホーム変更届 ・指定通所介護事業所等における 宿泊サービスの実施に関する変更届出書 ・その他添付書類 	介護保険課	事業所指定係	23-6646 23-6520	すみやかに住所変更 の手続きをしてくだ さい。

年金関係

区分	本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL FAX
加入中	1号 (国民年金)	市役所が変更するため、手続きは不要です。	国 保 年 金 課	窓 口 係	23-6431 27-1160
	2号 (厚生年金)	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、すみやかに事業主へ届出ください。			
	3号 (国民年金)	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、すみやかに事業主へ届出ください。			
	その他の 企業年金・ 年金基金など	加入先の連合会、勤務先の人事・労務部門などへ直接お問合せください。			
区分	本籍・住所変更 手続き対象	関係する機関・部署			備 考
		所 属 名		市外局番 (0564)	
				TEL FAX	
受給中	国民年金	岡 崎 年 金 事 務 所	お 客 様 相 談 室	23-2637	住所変更の届出が必要な場合がありますので、岡崎年金事務所お客様相談室へ、すみやかにお問合せください。
	厚生年金			23-4511	
	その他の 共済年金・ 企業年金・ 年金基金など	現在受給中の年金支給元の連合会などに、直接お問合せください。			

自動車関連の手続き

本籍・住所変更 手続き対象		関係する機関・部署		備考	
		所属名	TEL		
運転免許証		愛知県警察	運転免許試験場	052-800-1351	必要書類等につきましては、関係する機関に直接お問合せください。 ※本籍が変更になる方は、本籍変更の手続きも必要です。
			東三河運転免許センター	0533-85-7181	
			岡崎警察署	0564-58-0110	
自動車保管場所 証明書					
自動車 検査証	普通乗用車 バイク(250CC以上)等	中部運輸局	愛知運輸支局 西三河自動車 検査登録事務所	050-5540-2047	必要書類等につきましては、関係する機関に直接お問合せください。
	軽乗用車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所 三河支所	050-3816-1772	

登記関係の手続

名古屋法務局岡崎支局

岡崎市羽根町字北乾地50-1 TEL (0564) 52-6415

1. 区画整理登記に要する期間は、換地処分公告の日の翌日から約3か月の予定ですが、この期間中は、法務局の区画整理地区内の土地及び建物（新築の場合は除く）の登記申請は受付されません。したがって、登記申請は法務局の処理が完了する予定の11月下旬以降を目途に提出願います。
2. 不動産登記申請書には、不動産の表示の記載が必要となりますので、区画整理後の物件が特定できる資料（換地明細通知書、登記完了証等）及び岡崎市役所市民課で発行された住所変更証明書をご持参ください。
3. ご自身で登記申請をされるに当たって、登記相談を希望される場合、法務局では事前に予約していただく必要があります（電話予約可）。登記の申請に必要な書類や申請書の様式のご案内をいたします。

TEL (0564) 52-6415 (代)

事項	住所変更手続き
不動産登記土地・建物の甲区住所欄 (所有権者の住所欄)	所有者が登記申請書、住所変更証明書(※1)を持参して手続きしてください。
不動産登記土地・建物の乙区住所欄 (抵当権設定者等の住所欄)	権利者(抵当権、地上権、賃借権、仮登記など)が登記申請書、住所変更証明書(※1)を持参して手続きしてください。
会社等の法人の本店・支店の所在地、法人代表の住所欄	変更後2週間以内に、法人の代表者等が登記申請書、町名地番変更証明書(※2)を持参して手続きしてください。

【参考】

管轄法務局	不動産登記管轄区域 (注) 不動産の所在地が管轄区域になります	商業・法人登記
名古屋法務局岡崎支局	岡崎市、額田郡幸田町	岡崎市、額田郡幸田町、豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、刈谷市、碧南市、安城市、知立市高浜市、豊田市、みよし市、西尾市、新城市北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)

※1 住所変更証明書は市民課、各支所で発行します。(無料)

※2 町名地番変更証明書は市街地整備課で発行します。(無料)

※ 土地・建物登記者の名義が法人の場合は、まず法人登記簿の所在地変更が前提となります。その後、登記申請願います。

※ 土地の表題部(所在・地番・地目・地積)登記、建物の表題部(所在・地番・家屋番号)登記については、市と組合が法務局に変更の届出を行いますので、手続きは必要ありません。

保留地を購入したかたがご用意いただく費用

事 項	準備していただく費用
保留地所有権移転登記	移転登記申請の諸費用（登録免許税・司法書士委託費用等）
保留地の住宅ローンに関する抵当権設定変更登記	保留地の抵当権設定変更登記申請の諸費用（金融機関にご確認ください）

その他個別の事情・契約により必要となる手続き(一例)

<p>本籍・住所変更</p> <p>手続き対象</p>	<p>備 考</p>
<p>預貯金通帳</p>	<p>必要な手続き・書類等については、各ご契約先に直接お問合せください。</p>
<p>会員権・株式・債権等の 有価証券</p>	
<p>クレジットカード</p>	
<p>各種民間の任意保険 (生命・医療介護・損害・火災・ 地震・自動車・学資保険等)</p>	
<p>電話 (固定・携帯問わず)</p>	
<p>ガス・電気</p>	
<p>インターネット回線</p>	
<p>公共放送受信料 (NHK)</p>	

※記載されていない事項においても、住所・地番変更により手続きが必要となる場合があります。ご自身がサービス等を受けている契約先に、手続き内容をご確認ください。